

第69期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

第69期

[2020年4月1日から2021年3月31日まで]

事業報告

- ・ 会社の支配に関する基本方針等

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

伯東株式会社

会計監査人及び監査等委員会の監査を受けた本開示書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hakuto.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供するものであります。

会社の支配に関する基本方針等

当社は、取締役会において、会社法施行規則第118条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）について、次のとおり決議しております。

① 基本方針の内容

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通し、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念（社是）のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保していることにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人と人のつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大量買付行為又はこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ. 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。

さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

■エレクトロニクス分野

ユーザーオリエンテッド（顧客視点）に立った営業を徹底し、コーディネーション機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材の

ターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権での代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

■ケミカル分野

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、内部統制システムの適正な構築に努めるとともに、国際貢献を図る企業として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応える企業経営を実現させるため、経営の適正性、遵法性、透明性を確保し、さらなる企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を実現させるために、当期より監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を更に強化しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月29日開催の当社取締役会において、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保しその最大化を図るため、当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、これについて、2020年6月25日開催の当社第68期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

イ. 本プランの目的

当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者（下記で定義されます。以下同じ。）に対して事前に当社株式等の大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とするため、本プランを導入いたしました。

ロ. 本プランの内容

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものであります。

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

(ii) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

大規模買付者が本プランに定められる手続に従わない場合や、大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランの有効期間は、2020年6月25日開催の当社第68期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 本プランの合理性に関する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものであります。従って、以下の点も踏まえると、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

ロ. 事前開示・株主意思の原則

当社は、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ハ．必要性・相当性確保の原則

(i) 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(ii) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(iii) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,100	7,289	40,667	△5,877	50,179
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△925		△925
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,064		3,064
自 己 株 式 の 処 分		△22		57	34
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△22	2,138	56	2,173
当連結会計年度末残高	8,100	7,267	42,805	△5,820	52,353

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	3,502	△6	623	△287	3,831	54,011
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△925
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,064
自 己 株 式 の 処 分						34
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	893	49	724	165	1,833	1,833
当連結会計年度変動額合計	893	49	724	165	1,833	4,006
当連結会計年度末残高	4,396	42	1,347	△122	5,665	58,018

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

伯東A&L株式会社、Hakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto (Thailand) Ltd.、Hakuto Engineering (Thailand)Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、Hakuto Trading (Shenzhen) Ltd.、Hakuto America, Inc.、Hakuto Czech s.r.o.、モルデック株式会社及び伯東ライフサイエンス株式会社であります。

(2) 非連結子会社の名称等

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.、Hakuto Malaysia Sdn.Bhd.

非連結子会社Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.及びHakuto Malaysia Sdn.Bhd.は総資産、売上高、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法適用関連会社の名称

サンエー技研株式会社及び株式会社エーエスエー・システムズであります。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社の名称

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.、Hakuto Malaysia Sdn.Bhd.

持分法を適用していない理由

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.及びHakuto Malaysia Sdn.Bhd.は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、及びHakuto Trading (Shenzhen) Ltd.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品は主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、在外連結子会社については、個別見積により耐用年数を決定し、主として建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) その他の無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

(イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済商品及び製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の一部の役員の退職慰労金の支払に備えるため、主として役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支払額をもって設定しております。なお、当社は2004年6月に役員報酬制度を改訂しており、2004年7月以降対応分については、引当計上を行っておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

(ロ) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…銀行借入（変動金利のもの）

③ ヘッジ方針

為替予約取引等につきましては、為替相場の変動リスクを回避することを目的として、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、実施しております。金利スワップは金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引等につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であると認められ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができることから、有効性の判定は省略しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて特例処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

滞留在庫の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
見積りの対象となったたな卸資産金額	2,534
帳簿価額切下げ額	203

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客企業の生産計画を基に、仕入先企業の生産のリードタイムとの平衡を図りながら商品の発注量を調整することにより余剰在庫が生じないように努めておりますが、顧客企業製品の市場での販売動向によっては、当社グループの商品の払い出しが計画通りに進捗しないことがあり、商品が滞留するリスクがあります。

一定の在庫期間を経過した滞留在庫の帳簿価額切下げ額の算出については、個別に販売可能性を見積り、回収可能見込み額まで帳簿価額を切下げております。

販売可能性については、市場動向、顧客企業への直近の販売実績や受注動向、今後の生産計画や受注見込みを勘案し、見積もっております。

販売可能性の見積りには不確実性が伴うため、予測不能な経済並びに市場環境の変化により、さらに回収可能見込み額が減少する場合、翌連結会計年度の連結計算書類で追加の帳簿価額の切下げが発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,502百万円
2. 有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額	
建物	3百万円
機械及び装置	84百万円
その他	2百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	24,137,213	—	—	24,137,213
合 計	24,137,213	—	—	24,137,213
自己株式				
普通株式	3,583,121	114	34,790	3,548,445
合 計	3,583,121	114	34,790	3,548,445

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年5月29日 取 締 役 会	普通株式	411	20.00	2020年3月31日	2020年6月10日
2020年10月30日 取 締 役 会	普通株式	514	25.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配 当 金 の 総額(百万円)	配当の原資	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年5月14日 取 締 役 会	普通株式	720	利益剰余金	35.00	2021年3月31日	2021年6月9日

(注) 2021年5月14日取締役会の決議による1株当たりの配当額の内訳は、普通配当25.00円、特別配当10.00円であります

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品・電子機器の販売及び工業薬品事業製品の製造販売事業を行うための運転資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金、又はグループ企業に対する貸付金として運用しております。デリバティブは借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは当社与信管理規程、売掛債権管理規程等に従って与信管理部署の業務部で管理されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部で定期的に時価が把握され、常務会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その殆どが1年以内の支払期日です。

借入金の一部は金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約等取引です。なお、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

為替予約取引等のリスク管理体制につきましては、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、経理部によって管理され、為替予約取引の残高は、月ごとの定例取締役会で月次決算報告として報告しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
(1) 現金及び預金	17,867	17,867	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,045	38,045	—
(3) 電子記録債権	5,933	5,933	—
(4) 投資有価証券	7,392	7,392	—
資 産 計	69,239	69,239	—
(5) 支払手形及び買掛金	16,535	16,535	—
(6) 電子記録債務	2,544	2,544	—
(7) 短期借入金	12,400	12,400	—
(8) 長期借入金（※1）	16,645	16,856	211
負 債 計	48,124	48,336	211
デリバティブ取引（※2）	(331)	(331)	—

（※1）1年以内に期限到来予定の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式及び関連会社株式	984
非上場株式	31

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
現金及び預金	17,867	—	—	—
受取手形及び売掛金	38,045	—	—	—
電子記録債権	5,933	—	—	—
合 計	61,846	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	3,880	3,790	3,700	4,950	325	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,817円95銭
1株当たり当期純利益	148円91銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、下記の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化、資本効率の向上並びに機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得にかかる事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 150万株(上限)
発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 7.29% |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 18億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月1日～2022年4月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	8,100	2,532	4,756	7,289	0	16,000	15,475	31,475	△5,877	40,987
当 期 変 動 額										
圧 縮 記 帳 積立金の取崩					△0		0	－		－
剰余金の配当							△925	△925		△925
当期純利益							2,212	2,212		2,212
自己株式の処分			△22	△22					57	34
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	△22	△22	△0	－	1,287	1,287	56	1,321
当 期 末 残 高	8,100	2,532	4,734	7,267	0	16,000	16,762	32,762	△5,820	42,309

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,503	△6	3,496	44,484
当 期 変 動 額				
圧 縮 記 帳 積立金の取崩				－
剰余金の配当				△925
当期純利益				2,212
自己株式の処分				34
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	894	49	943	943
当期変動額合計	894	49	943	2,265
当 期 末 残 高	4,397	42	4,440	46,749

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法を採用しております。

- ② その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ② のれん

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

- ③ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済商品及び製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法によることとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支払額をもって設定しております。なお、2004年6月に役員報酬制度を改訂しており、2004年7月以降対応分については、引当計上を行っておりません。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- ② ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…銀行借入（変動金利のもの）

(3) ヘッジ方針

為替予約取引等につきましては、為替相場の変動リスクを回避することを目的として、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、実施しております。金利スワップは金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引等につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建取引に関する重要な条件が同一であると認められ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができることから、有効性の判定は省略しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて特例処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

滞留在庫の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
見積りの対象となったたな卸資産金額	1,913
帳簿価額切下げ額	192

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)滞留在庫の評価」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,873百万円
2. 有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額 建物	3百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,497百万円
短期金銭債務	1,518百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	33,867百万円
仕入高	2,314百万円
その他の営業取引高	1,079百万円
営業取引以外の取引高	345百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,548,402株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 of 主なもの

賞与引当金	388百万円
貸倒引当金	15百万円
たな卸資産評価損	453百万円
関係会社株式等評価損	208百万円
投資有価証券評価損	207百万円
減価償却超過額	19百万円
減損損失	399百万円
その他	154百万円
繰延税金資産小計	1,847百万円
評価性引当額	△740百万円
繰延税金資産合計	1,106百万円

2. 繰延税金負債の発生 of 主なもの

その他有価証券評価差額金	△1,910百万円
前払年金費用	△81百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,991百万円
繰延税金負債の純額	△885百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	名 称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市	千RMB 108,914	電子部品、機器の販売	(所有) 直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器及び工業薬品の販売 (注)	4,880	売掛金	994
子会社	Hakuto (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	千Bht 115,204	電子部品、機器の販売	(所有) 直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売 (注)	4,606	売掛金	777
子会社	Hakuto Enterprises Ltd.	香港 九龍	千HK\$ 22,025	電子部品、機器の販売	(所有) 直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売 (注)	12,542	売掛金	2,220
子会社	Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千SIN\$ 5,000	電子部品、機器の販売	(所有) 直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売 (注)	5,689	売掛金	1,812
子会社	Hakuto America, Inc.	アメリカ デトロイト	千US\$ 3,730	電子部品の販売	(所有) 直接 100%	電子部品の当社からの仕入 役員の兼任	電子部品の販売 (注)	3,235	売掛金	1,390

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 製商品の販売については、一般取引条件及び市場価格を参考にして決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

2,270円65銭

1株当たり当期純利益

107円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の（後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。